

東近江市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

東近江市子ども・子育て会議条例（平成25年東近江市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第7項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に、「第6条及び第7条第1項」を「第7条第2項並びに前条第1項及び第3項」に、「第7条中」を「前条中」に、「同条第2項」を「、同条第2項及び第3項」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改め、同条を第3条とする。

第1条中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項」を「法第72条第1項」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、東近江市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。